

消費者トラブル回避術

7/1巻

エステティックサービスのトラブル



「キレイになりたい」と思って、雑誌に掲載されているエステティックサロンの体験コースやお試しチケットなどを利用して、友達の間でお試しコースをやってみる人も多いのでは。しかし、実際にエステティックサロンに行ってみると「このままだとシミになる」とか「肌や毛穴の状態が悪い」などと不安をあおられて、より高額なコースをなかば強引に勧誘されることもある。

その結果、断るのが難しい雰囲気になり、契約してしまったという人からの相談も多く寄せられている。契約後も行く度に、施術しながら化粧品や健康食品、美容機器などを次々に勧誘し、支払い能力が不十分な相手にも繰り返し高額なクレジットをすすめる業者もいる。次々に商品やサービスを契約した結果、多重債務に陥ってしまったという事例もあり、注意が必要だ。

6ヶ月で50万円!?
パックが2万円!?
キレイになれる!?
割引なら試してみようかな?

△△パックをリボ払いできますよ

今すぐ始めないと大変ですよ

問題があると思われるのは、容姿に関心が高い人の気持ちにつけ込んで、断ることが難しい雰囲気を作り、強引に勧誘して、契約を結ばせること。また、支払能力が不十分な人にも繰り返し高額なクレジット契約を結ばせることなど。

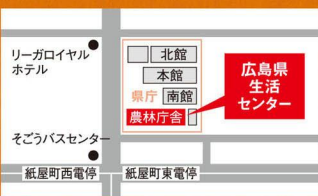
条件によりクーリング・オフが適用できることを知っておこう!



まずは不要と思う契約はきっぱりと断ることが大事だ。持ち帰って家族に相談してからにするなど、その場で契約しないこと。それでも強引な勧誘で契約してしまい、後で不要だと思った場合は、クーリング・オフ制度の適用や中途解約ができる場合もある。

広島県の相談窓口／広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>
消費生活相談 ☎082-223-6111…商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎082-223-8811…相続・遺言・結婚・離婚・交通事故、多重債務問題など
受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）9時～16時（12時～13時は休み）
消費者啓発動画配信中! <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/vidopaneru/>



県、市町の相談窓口情報は携帯電話からも見られます!

